

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2014年3月
(平成26年)
第33号

引越しに伴うトラブルに気をつけましょう

アパートを借りようと思うが、契約をするときの注意点を知りたい

部屋探しのコツは時間に余裕を持って情報を収集し、実際に借りる部屋を見て、状況を確認することです。多くは不動産業者が仲介をしますが、急がせたり、契約前に金銭の支払いを強要する業者には注意が必要です。

賃貸借契約をする前に、宅地建物取引主任者から重要事項の説明を受けます。用語や内容に疑問点があれば説明を求め、更新料、更新手続費用、退去時の敷金返還やハウスクリーニング、修理負担箇所、退去予告の期間について、どのように記載されているか確認し、借主に不利な内容があれば、内容の変更を求め、契約を再考しましょう。

入居する際には、退去時の敷金返還や修理代のトラブルに備えて、家主と不動産業者、借主の三者で室内の点検をして、汚れや破損があれば写真や覚書にして各自が保管しましょう。修理が必要であれば直ぐに対応を求めましょう。実際には家主が直接関わらないことも多くあります。その場合は、不動産業者にしっかりと話をしましょう。

(東京都ホームページ東京暮らしWEBより一部引用)

アパートを退去するとき・・・賃貸住宅の敷金、原状回復トラブル

借り主が賃貸住宅を退去する際に、ハウスクリーニング、クロス張替え、畳表替え、襖張替え等の原状回復費用として、高額な料金を請求され、結果、敷金が返金されない、敷金を上回る金額を請求されたというトラブルが起こることがあります。

消費者へのアドバイス

- (1) 退去時には、できる限り家主、管理会社、仲介業者等（以下、家主側）の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう。
- (2) 退去時に示された原状回復費用の内訳について、家主側に十分な説明を求めましょう。
- (3) 複数の業者から見積りを提示してもらおうよう、家主側に要求しましょう。
- (4) 家主側との話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や少額訴訟等の手続きもあります。
- (5) トラブルにあった場合は、消費生活センターに相談しましょう。



(独立行政法人国民生活センターHPより一部引用)

消費税が5%から8%に引き上げられます。

消費税の表示は、「税込価格」と「税抜き価格」があります。

4月1日の消費税引き上げ実施に伴い、商品などの価格表示は、本来義務付けられている「税込み価格」以外に「税抜き価格」も認められます。買い物の際は、どちらの表示か確認しましょう。

≪具体的な表示例≫

(1) 100円の商品の値札表示例

100円 (税抜)

100円 (本体価格)

108円 (税込価格)

100円+税

(2) 個々の値札等を「税抜き価格のみ」で表示する場合

店内の商品を選ぶ際に目に付きやすい場所にわかりやすく

「当店の価格は全て税抜き価格となっています。」といった掲示を行うこととなっています。



(リーフレット「消費税転嫁対策特別措置法が成立しました」内閣府ホームページより一部引用)

政府共通の相談窓口

消費税の転嫁、広告、宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関するご相談を受け付けています。

消費税価格転嫁等総合相談センター専用ダイヤル

0 5 7 0 - 2 0 0 - 1 2 3

平日9:00~17:00 (平成26年3月・4月は、土曜日も受付)



八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

(相談専用) ☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※ 土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025